

気仙沼における東日本大震災犠牲者の葬送

Funerals of the Great East Japan Earthquake Disaster Victims in Kesen-numa City
YAMADA Shin'ya

山田慎也

はじめに

2017年は、東日本大震災が起きてから満6年であり、被災して亡くなった人びとは3月で七回忌を迎えたこととなる。この間、被災地の風景は大きく変わり、日々の暮らしも変わっていったが、亡くなった人々は決して戻ることはない。

東日本大震災の犠牲者の対応については、その人数が莫大であったため、従来の葬送のあり方では、対処しきれない部分が大きかった。ひとの死は、亡くなる当事者だけでなく、家族や友人、知人など関係者にとっても大きな危機をもたらすものである。こうした死という最大の危機を社会的に馴致し、日常に復する機能を有するものが葬送儀礼である [山田 2007:5-12]。通常の世界生活においても個人の死が社会的危機を生み出すものである以上、震災という生活基盤の根底が崩れた異常な事態での突然の大量の死は、格段に大きな危機に人々を陥ることとなり、また通常にはみられないような大きな悲嘆を生み出すこととなった。

本共同研究の目的は、被災地における生活文化の検討であるが、死者の問題は人々の生活文化を考える上で避けて通ることができない問題である。さらに人々が日常生活を復興するためには、犠牲者の死を少しでも受けとめていく中で、日々の生活が成立していくものとする。そのための基礎的な資料として、当時の犠牲者の葬送について、被災地でどのように行われ、何が求められてきたのかを明らかにすることは、地域社会の生活文化を検討していく上で基礎資料の一つになると考える。

こうした研究について、土葬採用の宗教的背景を論じた鈴木岩弓氏の論考 [鈴木 2013]、葬祭業者の活動を記録した『弔鐘—宮城県葬祭業協同組合の活動記録』 [碑文谷編 2013] や『東日本大震災「葬送の記」』 [菅原 2013]、犠牲者の対応をした医師や市職員などの個人に焦点を当てたルポルタージュである『遺体』 [石井 2011] などがあるが、地域社会のなかで土葬をはじめとした震災犠牲者の対応について検討した論考はあまりなく、地域社会としてどのように連関して関係者が対応したのかという視点は重要と考える。

ただし、調査は基本的に行政担当者、葬送に携わった業者、宗教者など、犠牲者の葬送に関わる諸機関や専門家であり⁽¹⁾、犠牲者のご遺族の調査までは行なうことができなかった点は記しておく。

1 気仙沼市における被災状況と初期対応

東日本大震災は、2011年3月11日午後2時46分に三陸沖でマグニチュード9.0の巨大地震が発生した⁽²⁾ものによる。最大震度は宮城県栗駒市で震度7を、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の各県で震度6強を記録している。この地震の被害をさらに大きくしたのがその後、東日本を中心に日本列島の太平洋岸を襲った巨大な津波であり、福島県相馬で9.3メートル以上の津波が発生した。この地震および津波や余震などによる被害は、死者15,401人、行方不明8,146人、全壊家屋112,490棟などの甚大なものである(2011年6月6日現在、緊急災害対策本部による)。気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と名付け、その災害について「東日本大震災」と呼ぶことが閣議決定された。

気仙沼市でも、観測上は市内赤岩が震度6弱、笹が陣で震度5強、本吉町で震度5強と大きな揺れが記録されている。そしてさらに大きな被害をもたらしたのが津波であり、気仙沼市役所によれば、2015年12月31日現在、犠牲者は1,359人である。それは震災による直接死1,031人、震災関連死108人、行方不明者220人である。また住宅被災件数は15,815件で、被災世帯数約9,500件と甚大な被害となった(写真1, 2)。

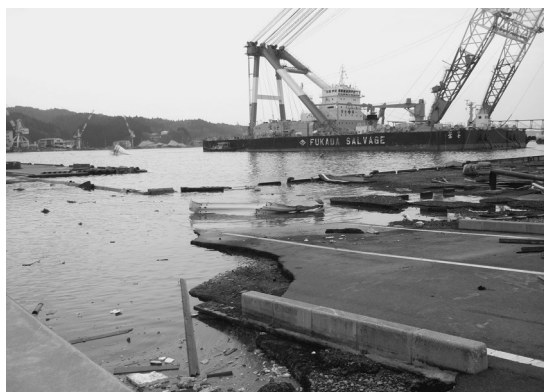


写真1 被災後の気仙沼湾(2011年7月)



写真2 被災後の老人福祉施設(2011年8月)

(1) 遺体の安置所の設置

震災の被害によって、まず市では人命救助、避難先の確保の対応を進めていった。しかし、未曾有の大震災のため、情報通信が遮断し、ライフラインも壊滅状態となったことで、とても市の防災計画通りの対応ができる状況ではなかったという。

まず、被災者の避難先の確保を行った上で、警察と協議し遺体の安置所を可能な場所に設置していった。沿岸部はすべて壊滅的な打撃を受けており、遺体収容が困難であったことから、沿岸から少し離れた地域に安置所を開設した。そのため、被害状況が次第に判明するに従い、安置所を増やして⁽³⁾いくこととなった。

津波発生翌日の3月12日には、気仙沼地域で新城小学校、大島では大島公民館、唐桑地域で唐桑体育館、本吉地域で本吉響高校が安置所となった。しかし気仙沼地域では犠牲者が想像以上に増えていくなかで、13日には白山小学校、15日には階上小学校、16日には面瀬小学校を安置所として

いった。本吉地域でも13日には一時、小泉小学校が安置所となったが1日だけですぐに本吉響高校に合併した(図1)。なお、海上保安庁が捜査し発見した遺体は宮城県利府町の利府町グランディに安置した。

こうして複数にわたって遺体安置所が設置されたため、各安置所には、市内安置所すべての安置情報名簿を設置した。安置情報名簿には、氏名・住所・性別・年齢・発見場所・所持品について、判明している事項のみが記されているものである。すべての安置名簿が各安置所にあることを各避難所に周知し、捜索する人々は近くの安置所にいき、名簿を見た上で目的の安置所に向かうこととなった。

安置所になった学校などの施設へは、安置所として使用することについて関係者の理解を求めた。また死者の尊厳を守るため、丁寧に遺体を安置して火葬場等へ送り出すとともに、関係者以外の立ち入りを禁止している。こうした対応は、故人への配慮だけでなく、遺族や捜索者への配慮ともなるのであった。

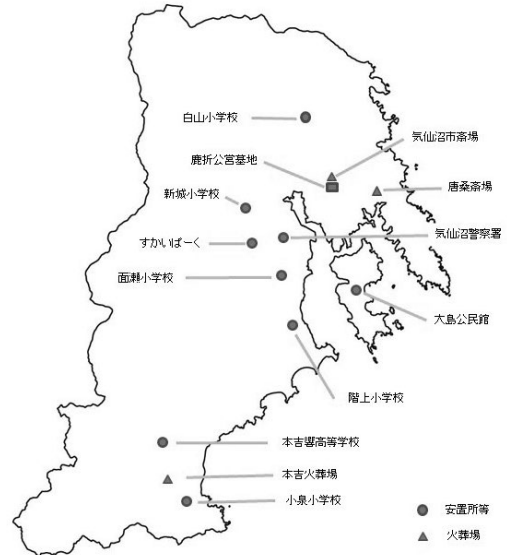


図1 気仙沼市火葬場・安置所等
本図は、気仙沼市の白地図をもとに筆者作成。なお白地図は白地図ナビを利用した(<http://chizubito.com/> 2018年6月25日閲覧)

(2) 安置所の運営

安置所の管理運営は、震災直後、警察、市、施設管理者と手探り状態で行ったという。安置所に必要な物資は、それぞれ従事する市の職員が警察と協議後、不足しているものを判断して市に連絡し、市から関連諸機関に要請をしたという。安置所で必要な物資は、棺、仏衣、骨壺、ドライアイス、簡易な祭壇、ろうそく、生花、マスク、手洗い消毒などであった。震災当初は、遺体保存のためのドライアイスが不足し、遺体の状態が保てるか不安であったというが、宮城県が支援物資を定期的⁽⁴⁾に配給したことで、計画的に物資の調達ができたという。

安置所での遺体の取扱いについて、地元の葬祭業者の協力を得ている。震災直後すぐに業者との打ち合わせが行われ、安置所での運営協力として、棺の組み立て、ドライアイスによる遺体保存管理、安置所から火葬場までの遺体の搬送、また祭壇などの備品の支援などを依頼している。遺体の搬送は、市内の気仙沼市斎場、唐桑斎場、本吉斎場のほか、一関市の釣山斎苑と千厩斎苑など広域であった。

市内の葬祭業者で協力したのは、舟屋葬祭、アーバン株式会社、有山葬祭、JA 葬祭みやぎ、本間屋、吉花堂の6社であったが、舟屋葬祭やアーバン株式会社、吉花堂は自らも被災していた中での協力であった。

舟屋葬祭の吉田昇洋氏によれば、舟屋葬祭の場合、3カ所ある葬儀場のうち、2カ所は津波で壊滅し、唯一残された本社のある葬儀場も1階部分が浸水した。そうした状況の下、市の防災協定を結んでいたため、各葬儀社個別の対応ではなく、各社に連絡し集まって対応を協議することとなった[碑文谷編 2012:28]。

震災直後の段階で、市を中心に葬祭業者との連携をとって安置所の運営が行われ、物資の調達と実務対応の役割分担がなされていることがわかる。葬儀関連の物資について、宮城県の場合、2009年に宮城県葬祭業協同組合が県と「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」を締結しており、今回は仙台市の葬儀場宮城野清月記（仙台市宮城野区高砂1-4-5）を拠点に木棺などの資材調達、輸送などが一元化されていた〔碑文谷編2012:7・菅原2013:54-55〕。こうしたさまざまな協定が、当時の初期対応の基礎となっていることがわかる。

(3) 安置所の統合と安否確認

安置所は、火葬と土葬が平行して行われていた4月7日から閉鎖を開始し、「すば一く気仙沼」に統合することとなった。すば一く気仙沼は、気仙沼市九条1の気仙沼市大曲コミュニティセンター敷地内のある屋内ゲートボール場である。そのため室内でも床面は地面になっており、そのまま遺体を安置することは憚られるので、ブルーシートを敷いた上に、コンパネ⁽⁵⁾を張って床とし、棺の下には角材を敷いて安置した。市としては安置所が地面になっていても、こうした対応を施せば許されるのではないかと考えたうえでの処置であったという。

安置所の閉鎖は、気仙沼地域では、白山小学校が4月7日を皮切りに新城小学校と階上小学校が10日、大島公民館が12日、面瀬小学校が15日である。また唐桑地域の唐桑体育館、本吉地区の本吉響高校が4月7日に閉鎖している。こうした施設が閉鎖されていったのは、新年度になり、学校の再開をする必要があったことが大きい。再び学校として使用することから、安置所となった施設では閉鎖後消毒をし、またお浄めの儀礼をしたという。なお、すば一く気仙沼は半年後の10月31日まで安置所として使用し、その後は気仙沼警察署で対応を行っている。

こうして遺体安置所の設置など犠牲者への初期対応についてみると、当初はそれぞれの地域に1カ所ずつ安置所を設置することを想定していたようであり、そのために比較的内陸部に設定されている。しかし気仙沼地域や本吉地域では犠牲者の増加により、13日にはすでに新城小学校が100体を超えてしまい、同日内陸部の白山小学校に安置所を設置するが翌14日はこも72体となっている。15日には被災地に近い階上小学校も安置所となるが、そこも翌日には96体と100体近くなり、16日には面瀬小学校にも安置所を設置する展開となった。本吉地域は気仙沼地域ほどではないが、13日に一旦小泉小学校も安置所となる。しかしそれほど犠牲者が増加しないことがわかり、翌日には本吉響高校に統合されている。

こうした動向から、犠牲者が想定を超えるもので、毎日対応に迫られた状況がうかがえる。これによって遺体安置所が複数設置されるが、遺体発見場所に対応して安置所が設置されたわけではないので、安否確認をする人々が安置所を回らなければならなくなった。一応、各安置所に全体の安置情報名簿はあるものの、名簿の情報は断片的であり、また多くの人は自家用車も流され公共交通機関も不通で交通手段もないなかで、行方不明の家族の搜索は複数の安置所を回らざるを得ず、その困難は察するにあまりある。

2 火葬と搬送

震災の発生は、3月上旬のまだ寒い時期であったが、遺体の状況は次第に悪化していった。それは

一つには、津波被害によって亡くなっているため、水を含み漂流物などにぶつかって遺体が損傷している場合が多いなど、遺体自体の状況が悪い犠牲者が多かったことや、被災当初には十分にドライアイスが行き渡らないかったことが大きい。そこで迅速な埋火葬の対応に迫られることとなる。

(1) 火葬場の状況と対応

気仙沼市内には現在火葬場が3カ所あり、市内大峠山の気仙沼市斎場と、唐桑町只越の気仙沼市唐桑斎場、本吉町津谷松尾の気仙沼市本吉斎場である。気仙沼市斎場は、1979（昭和54）年に建設された鉄筋コンクリート造りで、霊安室や待合室、火葬炉3基がある。震災により駐車場の一部崩壊や天井や浄化槽放流管の一部破損等が生じ、停電も4月7日まで続いたが、緊急用の発電設備で3月13日から火葬を開始している。また気仙沼市唐桑斎場は、1992（平成4）年建設の鉄筋コンクリート造りで、待合室と火葬炉1基がある。建物の被害はなかったものの停電が4月7日まで続き、発電機を借り上げ3月17日より火葬を開始する。気仙沼市本吉斎場は、1968（昭和43）年の木造平屋建てで、火葬炉1基である。斎場の屋根まで津波が押し寄せ全壊となったが、3月22日には火葬炉など最低限の修復により火葬を開始していった⁽⁶⁾。

これによって気仙沼市斎場では1日6体、唐桑斎場では1日2体、本吉斎場で1日2体の火葬が行われた。しかし、犠牲者の数は膨大であり火葬が間に合うわけではなかった。そこで、まず3月13日に気仙沼市より、内陸市町村への火葬の受け入れ依頼を出している。その後17日には宮城県より県内の火葬場の稼働状況情報が市の方にきている。そして気仙沼市に隣接する岩手県一関市より、市内2カ所の火葬場から火葬受け入れの承諾がきた⁽⁷⁾。そして、一関市千厩町千厩東小田の千厩斎苑では、3月17日より1日6体、一関市字釣山の釣山斎苑では19日より1日2体の火葬が、気仙沼市の枠として行われることとなった。しかし、これだけでは火葬が間に合わず、23日には、岩手県奥州市、北上市、宮城県の金ヶ崎行政事務組合、栗原市、加美町に火葬の協力依頼を行った⁽⁸⁾。しかし、これらの機関では気仙沼市の固定利用は困難とのことであったが、個人での申込は可能となった。

それと前後して、3月20日には埼玉県からの火葬協力申し入れ、22日には山形県からの火葬協力申し入れ、24日には東京都からの火葬協力申し入れがなされた。しかし、気仙沼市の場合には、結果的に埼玉県、山形県、東京都からの受け入れについて、利用する人はいなかったという。

これは、遺族による火葬の立ち会いができないということが大きな要因であった。そのため、立ち会いの可能な気仙沼および近郊の火葬場が利用された。しかし、遺族によっては、喪家自ら葬儀社の寝台車を手配して火葬を行う場合もあり、舟屋葬祭では、山形県寒河江市、鶴岡市、秋田県湯沢市の火葬場を予約し搬送している[碑文谷編2012:29]。これは自ら手配して立ち会いを行って火葬をしたということであり、基本的には火葬の立ち会いが求められたていることがわかる。

(2) 搬送

こうして火葬場が確保されても霊柩車による搬送が必要であり、市内外から葬祭業者の協力によって業務委託契約を結び霊柩車を確保した。気仙沼市によれば、市内葬儀社6社は被災したなかで霊柩事業を行ったほか、山形県葬祭業協同組合、社団法人全国霊柩自動車協会青森支部、栃木県

葬祭事業協同組合、いわい東農業協同組合からも霊柩車が提供されることになった。ガソリンも優先的に供給されていた。さらに唐桑斎場にも合併前の町時代からバン型の霊柩車があり、これも使用したという。このように被災した地元葬祭業者の他、遠方からの支援によって搬送が行われ、遠方の支援は市としては大変ありがたかったという。

なお、すでに参照している『弔鐘—宮城県葬祭業協同組合の活動記録』によれば、霊柩車の支援は、当初、全国霊柩自動車協会（全霊協）の手配であったといい、霊柩寝台車が山形から6台、青森から6台、栃木と東京で合わせて4台が手配され、札幌からも支援があったという。総計約20台、常時6台が他県からの協力部隊によるものであり、最初の全霊協の支援が終わった後も、各県の葬祭業の組合として協力したという[碑文谷2012:28]。このあたりは市側の認識と宮城県葬祭業協同組合との認識は多少異なっていることがわかる。

配車については、気仙沼市が中心となり、葬儀の専門業者も冠婚葬祭互助会も農協も一緒に協力することとなり、搬送はどの会社が依頼を受けた遺体であるかに関係なく、市内火葬場と一関の火葬場に搬送する順番が決められ、毎朝市内の業者が市役所に集合し配車を計画した。火葬場の見送りには寝台霊柩車1台に自家用車が1台でいく場合が多く、喪服を着ている人はいなかったという[碑文谷編2012:28-29]。

以上のように気仙沼市の場合、火葬場が被災しても比較的早く復旧し、火葬は可能となったが、市内3カ所の火葬場では1日当たり10体のみであり、さらに一関の2カ所の火葬場を入れても、1日18体が最高であり、犠牲者の数に対して、火葬の実施が追いつく状況ではなかった。そこで通常は行われない土葬の検討が行われることとなる。

4 土葬への転換

(1) 土葬の検討

地震発生の翌々日13日から火葬を開始し、一関市など周辺市町村まで火葬を拡大していったが、改めて17日に火葬を周辺県へも依頼しているように、火葬対応は困難であった。そこで土葬も視野に入れてその準備が進んでいくようになる。3月18日には、気仙沼市斎場へ向かう道の途中にある「鹿折みどりのふれあい広場」という運動場を、土葬のための墓地として経営許可申請を行い、気仙沼市鹿折公営墓地として許可を受けた。その面積は、24,184平方メートルであり、墳墓予定625基であった(写真3)。



写真3 鹿折みどりのひろばの看板(2011年8月)

こうした土葬への転換において、市はかならずしも改葬を前提とした仮埋葬ではなく、それを墓地として使用し続けることを想定しており、墓地、埋葬等に関する法律によって墓地の経営許可を受け、正規の墓地として利用するようにしたのも、こうした意図からであった。もちろん改葬を希望した場合でも、一定年限後、2年から5年の後、完全に骨化した段階での改葬と火葬を想定していたのである。

そして、身元の判明した人に関しては、死亡届の際に土葬の協力をお願いし、承諾が得られた人から埋葬された。また警察より引き渡しのあった身元不明の遺体もあわせて土葬することとなり、3月25日から開始された。土葬は、火葬のみの対応が行われるようになる4月26日まで、208体が埋葬された。

こうした急速な土葬への転換は、大量の犠牲者が発生し火葬の実施が困難であったことから、多くの市町村で震災当初から検討が行われている。そして土葬は、気仙沼市を含め石巻市、東松島市、亘理町、山元町、女川町の6市町が実施している。また実施していないものの、準備を進めていた市町村は仙台市、名取市、南三陸町である。土葬についての検討は被災当初からあり、3月11日深夜から12日未明にかけ、南三陸町の佐藤仁町長が宮城県に対し、ものすごい数の遺体があり通常の火葬では無理なので土葬を認めて欲しいとの問い合わせをしている [鈴木 2013:11-12]。

それに対し宮城県は厚生労働省に土葬について尋ねた。3月14日には、厚生労働省健康局生活衛生課長から各都道府県衛生主管部(局)長宛てに「『平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震』の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について」という通知が出されている。これは先の阪神淡路大震災の特例をもとにして、さらに踏み込んだ通達であり、死亡届や埋火葬許可書の手続きの簡易化であった。公衆衛生上の被害が出る恐れがある場合には、埋火葬許可証にかわる証明書である特例許可証の発行を認めることとなった。さらに市町村による特例許可証の発行が困難な場合、直接、火葬場や墓地の管理者に火葬や埋葬の申出があった場合に、死亡診断書もしくは死体検案書の写しを保存し、申請者の住所氏名など必要事項を記録すれば、埋火葬が可能とするとの通知である。

つまり、ここで留意しなければならないのは、土葬自体は国としては禁止しておらず、通知は火葬だけでなく土葬も含めて、その手続きの簡略化を指示している。つまり土葬は、周囲の動向を把握しつつもそれぞれの市町村自身によって選択するものであり、むしろそれを国側も認めていく、もしくは促していく意図があったと考えられる [福田 2014:70]。それでも、なんとか火葬が行えないか模索していたようで、後に東京都で実施された火葬件数の約3分の2を請け負った東京博善株式会社には、3月21日深夜に宮城県警から東京での火葬の可能性について問い合わせがあり、それが後に東京での火葬につながっていく [福田 2014:68]。

このように火葬の可能性を探りつつ土葬への対応を進め、3月21日には9つの市町で土葬を行う準備をしていたという [鈴木 2013:12]。その中でまず、気仙沼市の大島が3月21日に14体の埋葬を行った。そして25日には、気仙沼市鹿折で土葬が始まったのである。ちなみに大島は最終的に20体の土葬を実施した。

(2) 土葬の実施

気仙沼市では、土葬を実施した背景として、そのままであると安置所の確保ができない、遺体の状態を保持できないことであり、とくに身元不明遺体を土葬することで、身元判明者の火葬と安置所の確保ができることで実施に踏み切った。しかし、市としては本当にこれでよかったかは現在でも判断が付かないという⁽⁹⁾。

3月18日に鹿折公営墓地の経営許可が下り、土葬をどこに依頼するかが問題になる。そして3月22



写真4 改葬中の墓(2011年8月)

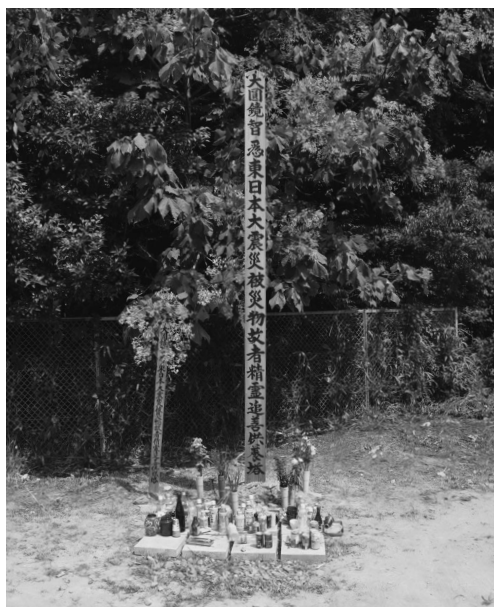


写真5 総供養塔婆(2011年8月)



写真6 総供養塔婆前の供物(2011年8月)

日には気仙沼市鹿折公営墓地埋葬等業務委託として、建設業者の平建設が委託を受けることとなった。(写真4, 5, 6)。

この業務の打診を受けた平建設社長菅原文秋氏によれば、当初都市計画課の職員の方より依頼があったが、即答することはできず「時間をいただきたい」と答えるのが精一杯であったという。しかし、どこも業者が受けないのでどうしても受けてほしいと懇願され、会社の社員にどのように説明すればいいのか、また家族からも当初反対されたため、夜も眠れずかなりの葛藤があったという。しかし、誰かがこれを請けなければ、災害の復旧も進まず、義兄が元市職員でもあり、採算を度外視した事業ではあるが、涙を吞んでこの仕事を受けることにし、社員を説得したという。以上のようにこの業務委託は、仕事というよりその公益性から受け入れたことがうかがえる。

受託が決まるとまず、業務のための機材や資材の確保に苦労したという。そこには安置所からの遺体搬送も委託内容に含まれていた。前述のように当時、葬祭業者は火葬のための霊柩業務で精一杯であり、土葬の遺体搬送までは対応できず、平建設が行ったのである。そのためまず搬送用の車の確保が困難であった。東北では車も相当数被災しており、皆が車を探している中で、バン型の車2台をやっと確保し、それぞれ遺体3体を運べるように改造した。そして埋葬に必要な山砂、碎石、拝礼用のブロック、墓標用の角柱も数が予想できないので、多めに確保した。墓標への数字の印刷は看板屋さんに依頼したが、震災後比較的仕事が少なかったため、すぐに対応してくれたという。

(3) 土葬の方式

菅原氏によると、3月27日に国際交流広場の野球用バックネットの撤去を行い、周辺の伐採と片付けをしたあと、グラウンドを整地しラインを引いて区角割りを行ったという。30日より本格的に埋葬業務を開始している。初日12体の土葬を実施し、4月23日までに旧市内分の遺体を合計210体埋葬した。

埋葬方法は、まったく手探り状態であったが、いままでの工事の経験から各所に工夫がなされていた。当初は早く改葬をするとは思っていなかったが、ある程度年月が経ってから改葬の際に、少しでも作業が容易なように工夫して埋葬を行ったという。菅原氏は今後の参考のためにそのあたりを詳しく述べている⁽¹¹⁾。

現地では、埋葬のために約2メートル程度掘り下げる。そして地盤面には山砂を敷く。これは棺を安定させるためと改葬時に棺を引き上げる際、バンドや手を掛けやすくするためである。また棺の周囲にも山砂をいれ上部にも砂を掛ける。これは元の土と異なることによってそこに棺があることがわかるようにすることと、発生土は転石が多く水はけが悪いので水はけをよくするために使用したという。山砂は気仙沼地方では山地が近く安価であるという。こうしたものを使用するのも、まず遺体の尊厳を考慮していることがうかがえる。そしてある程度、棺の上に山砂を掛け、その上に棺の長さに切った埋設シートを中央に置いた。これにより掘り出す際にこのテープが出てきたら棺が近いので気をつけて掘るようにする印であり、水道管などを埋設する際に用いるという。

その上には、元々の土である発生土を1メートルほど埋め戻す。あまりにうすくても狐や狸、ハクビシンなど野生動物が多いため、いたずらされる恐れがあり、あまりに深いとこんどは土圧で棺がつぶれる恐れがあるためであり、埋め戻しにも留意している様子がわかる。

また棺を埋葬した印に遺体番号を記した10.5センチメートル角の角柱の墓標を立てる。その前には参拝のために30センチ四方の平板ブロックを置き、線香や供物を置く台として使用している。平板ブロックも地元で工場があり入手しやすく安価で軽いものがある。そして通路には碎石を5センチから8センチの厚さで敷き、参拝者が歩きやすいようにした(写真7, 8, 9)。

業務については、搬送業務班と埋葬業務班に分けたという。搬送業務班は2名2組4名で、埋葬業務班は5人で対応した。これを2つの班に分けたのは、それぞれの業務内容の特殊性からであった。搬送業務班は、まず遺体安置所に行くことになるので、服装もきれいなもので手袋やマスク、靴なども常に清潔している必要があるからである。また搬送専用の



写真7 改葬中の墓(2011年8月)



写真8 改葬中の墓(2011年8月)



写真9 改葬中の墓(2011年8月)

車両もきれいにしておく必要がある。埋葬業務班は、はじめの掘削の工程と埋葬の埋め戻しの段取りを考える必要がある。この段取りを考えずに埋葬が増えていくと、埋め戻しに時間がかかり、遺族を待たせてしまう恐れがあるため、埋葬業務班は埋葬に専従するようにしたという。

こうした点をもみても、作業の効率だけでなく死者の尊厳や遺族の感情を第一義にしているところがうかがえる。ただし、このような業務は基本的には葬祭業者が関与することはなく、搬送から埋葬まで平建設だけで行っている。4月22日からは改葬も始まるが、これも平建設が行った。その際、葬祭業者も掘り出した遺体を火葬するため立ちあうこととなるが、人手が足りず遺体の搬送まで平建設の方で行うこともあったという。こうして埋葬にしても、改葬にしてもその具体的作業は、社長の菅原氏を始め社員の人々の発案と工夫で行われており、やり方に関して他の地域の情報を参照しているわけではない。

ただこの間の苦労は計り知れないものがあり、とくに状態の悪い遺体への対応には想像を絶するものであったと考えられる。搬送作業班は、安置所に入出入りすることで、臭気への対応には苦心したという。着衣へ臭気が付着するが、自宅へ戻るとまず室外で着替えてから入っていったといい、まだ毎日洗濯ができないので同じものを2、3日着ざるを得なかったという。しかし遺族のことを思うと、臭気があるとしても顔を変えることはできず、冷静に対応するよう話し合ったという。こうした大変な状況は、もちろん安置所や墓地などで対応した警察や市の職員、葬祭業者なども同様であったと考えられる。

5 早まる改葬

当初は、今回の震災で墓地を持っていない人も多く、こうした人々に対しても犠牲者を納める空間として墓地を用意し使用できるようにと、はじめの計画段階では早期の改葬を想定していなかった。よって、気仙沼市では仮埋葬とはいっておらず、2年から5年後ほど経ってから改葬をすれば骨化して火葬ができるものと考えていた。3月22日には埋葬の受け付けを開始し、24日には市としての広報も出しているが、ここでは仮埋葬といっておらず、「特例的な措置(土葬)」⁽¹²⁾となっている。

そして土葬を開始した段階で、遺族にはしばらくは改葬できない旨承諾をとって埋葬を奨めていた。一方で、警察から引き渡された身元不明の遺体も土葬しており、埋葬時には身元判明者が81件に対し、身元不明者が127件であった。こうして身元不明者の土葬が行われたことが、その後の改葬をもたらしことになる。

身元不明者の土葬が行われるなか、遺族の方は遺体の搜索を続けており、DNA鑑定によって身元が判明していく。そして土葬された身元不明者の中で、ある遺体の身元が判明した。それは子どもの犠牲者であったという。遺族としては探していた家族の遺体がやっと見つかったのであり、それならば早く改葬して火葬したいという強い要望が市に寄せられた。遺族にしてみれば事前に土葬を承諾していたわけではないため、市としても改葬を留めることはできず、土葬開始当初の方針を転換し、改葬を認めることとなった。

こうして4月22日に初めての改葬が行われたが、一方で4月25日まで埋葬を行った人もいる。そして初の改葬の1週間後である4月28日には、火葬の目処も立ってきたことから、埋葬を停止し火葬へ転換することとなった。そして、埋葬を行っていた平建設に今度は改葬業務を委託した。

改葬申請は全埋葬件数 208 件のうち 114 件あり、順次改葬していくこととなった。平建設による業務は 8 月 4 日まで続き、さらに 8 月 1 日より今野建設が改葬業務の委託をうけたが、酷暑の時期となり遺体の状況も悪いことから 8 月 4 日から改葬を一時中断する（写真 10, 11）。



写真 10 改葬中の墓(2011年8月)



写真 11 改葬中の墓(2011年8月)

その後 9 月 6 日より改葬業務を再開し、業務は株式会社舟屋葬祭に委託し 1 日 3 体の火葬を行い、残された 94 体の改葬を行った。9 月以降は市が改葬を実施し、斎場において遺体を遺族へ引き渡すこととした。あわせて改葬していない遺族に対しても、改葬できることを説明して協力を依頼し、すべての遺族から改葬申請が出された。さらに身元不明者の遺体も改葬を行い、11 月 19 日にすべての改葬を終了し、鹿折公営墓地は僧侶によるお浄め式をしたという（写真 12, 13）。

身元不明の遺体は、土葬執行時には 127 件あったが、改葬終了時には 54 件であり、2011（平成 23）年度は、この改葬の 54 件とその後直接火葬をした 83 件の合計 137 件の身元不明者がいる。2016（平成 28）年 3 月 9 日現在、震災による身元不明者 24 件と行旅死亡人の 5 件の合計 29 体の遺骨を市で保管している。

埋葬業務から引き続き改葬業務を請け負った平建設では、8 月 4 日まで 114 体の遺体を改葬した。掘り起こしに際して、棺の引き上げは重機などを使わず手で行うことにしていたという。しかし、つぶれている棺も多く、納体袋の中は腐敗が進んで血液や体液がたまっており、さらに新たな棺に収める際には、遺体の損傷とその臭気で、なかには具合が悪くなり早退したり休んだりする職員もいた。



写真 12 墓地案内の看板(2011年8月)



写真 13 改葬の終わった墓地(2014年12月)

また業務を行っている職員も通常の昼食が食べられず、ジュースとパンだけの日が続いたという。菅原氏もこれらの職員のことを思うと大変な業務を受けてしまったと眠れない日が続いたそうである。ただし鹿折公営墓地には、悲しみに泣き崩れて墓地から離れられない遺族がいるなど、悲しみにくれた様々な人々をみることによって、天災を恨まずにはいられなかったという。

平建設では、埋葬改葬業務の受託の他、損壊した建物の片付け作業やオイルタンクの片付け、深田サルベージ建設会社と共同での各種大型船やオイルタンク処理を行う中で、犠牲者の遺体を見つけることもあり、そのなかには一緒に働いた作業員なども含まれ、深い悲しみを新たにすると菅原氏は述べている。

9月から最後まで改葬業務を行った舟屋葬祭でも、遺体の臭気や損傷の激しさの中、新しい棺に入れ替えて火葬を行っており〔碑文谷編 2012:30-32〕、非常に困難な状況は平建設と同様であったと思われる。

6 おわりに

埋葬、火葬に従事した気仙沼市生活環境課の職員の方々は、現在でも「遺族にとってどうしたらよかったのか、当時やってきたことは本当にあれでよかったのか、判断することは今でも難しい」と繰り返し言っておられたのが極めて印象的であった。当時の限定的な状況の下で、即時の判断を求められ、その場その場で最善の判断をしていることは、関係者のお話からもうかがうことができる。それでもなお、現在自問されていることに、この震災の被害の大きさと深い悲しみがあることを見て取ることができる。

土葬を採用し、いままでにない業務を行う際に、いかに遺体の尊厳を守りつつ、また遺族への配慮を行うために、それぞれの場面できうる限りの対応を行っていることがわかった。そして土葬から恐ろしいほど早く火葬に向かったという驚くべき事態は〔鈴木 2013:14〕、火葬が現在の葬儀において当然の状況であるというだけでなく、やっと見つかった遺体に対し、土葬という決断をしていない遺族にとっては、土葬のまま時間が経つことは極めて酷な状況であり、市としても遺族の思いを受け止めざるを得なかったからであった。

多くの地域で土葬が行われていた東北地方において、宗教学の鈴木岩弓氏は、骨葬が浸透し、火葬を経て葬儀、納骨を行うことで、霊魂が安定し不浄観が除去されていくと分析している〔鈴木 2013:32-33〕。気仙沼市においても骨葬の習慣を持つ地域であり、こうしたケガレ観があると考えられるが、まず、火葬をすることが葬儀の第一段階であり、人々の追悼行為のはじまりである点が大いのではないかと考える。

葬送儀礼は、死の受容のための儀礼でもあるが、東北地方ではその第一階段が火葬であり、火葬によって骨化してはじめて次の段階の通夜になるという過程では、遺体を探していた遺族にとって、土葬墓地で遺体が見つかったことになれば、まずはじめのステップが掘り出して火葬というプロセスになると考えられる。

その次の段階として、通夜、葬儀となるが、市内気仙沼市字波路上牧の地福寺では津波によって新築したばかりの本堂は、骨組みを残して流された。また市内八日町の青龍寺では津波による建物自体の被害はないが、地域の人々の避難所となり、双方の寺院とも本堂で葬儀をすることができず、

地福寺住職の片山秀光氏も、青龍寺住職の工藤大孝氏も亡くなった檀家の供養のために避難所や火葬場を回っていたという。こうした寺院による犠牲者の葬儀と供養については別稿に譲る予定であるが、遺族にとっても葬儀のやり方を変えざるを得なかったのである。

東日本大震災における犠牲者への葬儀に関する問題は、今後の大規模災害における犠牲者の対応のことも考えると、決して避けて通ることができないものであり、これからも基礎的な資料の蓄積を続け、検討していく必要があると考える。

付記

調査は、東日本大震災以前から、筆者が代表を務めた共同研究「身体と人格をめぐる言説と実践」をはじめ本館関係者も御世話になっている東北学院大学同窓会気仙沼支部の協力により行われ、同窓会の庄司幸男氏を通して調査協力をお願いした。気仙沼市役所の生活環境部部長小山邦良氏、課長の及川正弘氏、熊谷芳江氏、村上安氏（いずれも当時の役職）、また埋葬改葬を委託された平建設の菅原文秋氏、地福寺住職片山秀光氏、青龍寺住職工藤大孝氏、舟屋葬祭社長吉田昇洋氏にお話を伺った。

上記の皆様、また庄司幸男氏はじめ同窓会の皆様には謝してここに記します。心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

註

(1)——調査は、東北学院大学同窓会気仙沼支部の協力により行われ、同窓会の庄司幸男氏を通して調査を依頼し、気仙沼市役所、埋葬改葬を委託された平建設、地福寺、青龍寺でお話を伺った。

(2)——『災害時地震・津波速報—平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震』(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/saigaiji/saigaiji_201101/saigaiji_201101_00.pdf) 2017年10月22日

(3)——気仙沼市役所作成資料「遺体安置所について」より。

(4)——当初、気仙沼のイオンから木棺250本の提供があったという。

(5)——コンパネとは、コンクリート型枠用の防水合板であり、多くの場合12ミリメートル厚のものである。

(6)——気仙沼市役所作成資料「東日本大震災の遺体対

応について」より。

(7)——両火葬場とも一関地区広域行政組合であり、これを構成するのは一関市と平泉町である。

(8)——岩手県奥州市は胆江地区広域火葬場さくらぎ苑、岩手県北上市は北上地区広域行政組合のしみず斎園、金ヶ崎行政事務組合とは、さくらぎ苑のことと思われる。また宮城県栗原市はくりはら斎苑、宮城県加美町は加美斎場のことであると考えられる。

(9)——気仙沼市役所作成資料「埋葬改葬について」より。

(10)——平建設社長菅原文秋氏作成資料「気仙沼市の東日本大震災の葬送の現状について」より。

(11)——平建設社長菅原文秋氏作成資料「気仙沼市の東日本大震災の葬送の現状について」より。

(12)——気仙沼市の告知「埋葬について」

参考文献

- 石井光太 2011『遺体』新潮社
菅原裕典 2013『東日本大震災「葬送の記」』PHP研究所
鈴木岩弓 2013「霊と肉と骨—現代日本人死者観念」『智山学報』62
福田 充 2014「東日本大震災における東京での火葬支援の真実」上、『SOGI』140-141
碑文谷創編 2012『甲鐘—宮城県葬祭業協同組合の活動記録』宮城県葬祭業協同組合
山田慎也 2007『現代日本の死と葬儀—葬祭業の展開と死生観の変容』東京大学出版会

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2017年12月18日受付, 2018年10月1日審査終了)